

## 江別市消費者被害防止ネットワーク規約

### (目的)

第1条 この規約は、関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）が連携して、消費者に対し、消費生活に関する情報の提供及び消費者教育、啓発活動を推進するとともに、適切な相談活動等を通して悪質商法等による消費者被害の防止に資することを目的とする。

### (江別市消費者被害防止ネットワーク)

第2条 前条の目的を達成するため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項に規定する消費者安全確保地域協議会として、別表に掲げる関係機関等により江別市消費者被害防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を組織する。

2 ネットワークに座長を置き、座長には江別市消費生活センター長を充てる。

3 ネットワークには、別表に掲げる関係機関等のほか、この趣旨に賛同する関係機関等を加えることができる。

### (活動内容)

第3条 ネットワークは、次に掲げる活動を行う。

(1) ネットワークを構成する関係機関等から悪質商法等に関する情報を収集し、当該情報を関係機関等の会員に提供すること。

(2) ネットワークを構成する関係機関等が行う消費者教育、啓発活動等を支援すること。

(3) その他消費者被害防止のため、必要と認められること。

### (会議等)

第4条 ネットワークは、必要に応じて会議を開催する。

2 会議は座長が招集する。

### (秘密保持)

第5条 ネットワークを構成する関係機関に属する者又は属していた者は、第3条に掲げる活動に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 ネットワークの事務に従事する者又は従事していた者は、ネットワークの事務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (事務局)

第6条 ネットワークの運営及び活動に関する事務を処理するため、江別市消費生活センターに事務局を置く。

### (補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

## 附 則

この規約は、平成28年5月27日から施行する。